

沼田市社会福祉施設連絡会会則

(目的)

第1条 この会は、地域の福祉課題の解決に向けた公益的な活動及び法人機能の向上を図るとともに、沼田市内における社会福祉施設相互の連携並びに地域課題の共有及び解決へ向けて協議を行うことにより、広く地域福祉の向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、沼田市社会福祉施設連絡会（以下「連絡会」という。）という。

(会員)

第3条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、第1条に定める目的に賛同し、加入を希望する沼田市内で社会福祉施設を経営する法人とし、代表者等をもって構成する。

(事業)

第4条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連携による地域公益事業等の企画、検討及び実施
- (2) 会員相互の情報交換、交流及び研修
- (3) 連絡会及び会員の活動等に関する周知並びに広報
- (4) その他、連絡会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 連絡会の適正な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長（部会長） 2名
 - (3) 監 事 2名
- 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 会長は、連絡会を代表し会務を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 副会長は、部会長を兼務し各部会を統括する。
 - 6 監事は、連絡会の会計及び事業を監査する。
 - 7 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 欠員の補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は役員を選任、予算、決算、事業計画、事業報告及び会則の改正について議決を行う。
- 4 総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により欠席

の理由及び総会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなすこととする。

5 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別な社会情勢等により、会長が必要と認めたときは、総会並びに臨時総会を文書審議による開催とすることができる。その場合の決議は前項に準ずるものとする。

(役員会)

第7条 会長は必要に応じて役員会を開催することができる。

(部会)

第8条 連絡会は、第4条に関する個別の事業執行の推進を図るため、必要な部会を設ける。

2 部会長は、必要に応じて部会を開催することができる。

(運営経費)

第9条 連絡会の運営に関する経費は、助成金等及び必要に応じて会員の負担により充てることができる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局は、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は総会及び役員会において定める。

附 則

この会則は、令和4年3月8日から施行する。